

議案第57号

所沢市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定について

所沢市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 6月 6日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

使用料の見直し並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市生涯学習推進センター条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,000円」を「600円」に改める。

第2条 所沢市生涯学習推進センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「900円」を「950円」に、「600円」を「630円」に改め、同表備考中「とする」を「とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる」に改める。

別表第2中「600円」を「630円」に、「300円」を「320円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。